

京都府の農場で発生した高病原性鳥インフルエンザの対応について

令和7年12月24日（水）亀岡市の農場において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜確定
京都府家畜伝染病等対策本部会議を開催

▶防疫措置開始

12月30日（火）殺処分の終了

鶏舎内の鶏糞・飼料等の汚染物品の処理及び鶏舎等の消毒の終了

▶防疫措置完了

令和8年 1月7日（水）NA亜型が判明（→ H5N1亜型）

検査実施：農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門

1 防疫作業の進捗状況

日時	殺処分		殺処分に係る延べ動員人数		
	羽数	進捗率※	府職員等	民間事業者	計
12月24日(水)9時	殺処分等作業開始				
〃 12時	3,108羽	約1%	173人	24人	197人
25日(木)11時	44,506羽	約16%	515人	97人	612人
26日(金)12時	50,099羽	約18%	535人	185人	720人
27日(土)12時	48,664羽	約17%	509人	232人	741人
28日(日)12時	53,872羽	約19%	484人	325人	809人
29日(月)12時	46,060羽	約16%	508人	486人	994人
30日(火)12時	35,477羽	約13%	316人	483人	799人
計	281,786羽	100%	3,040人	1,832人	4,872人

※総羽数約28万羽に対する割合 (令和7年12月30日報道提供資料より)

農場従業員および殺処分従事者について要観察例（行政検査対象）に該当する者なし

※要観察例の定義

（令和6年12月12日付 感感発1212第1号厚生労働省感染症対策課長通知より一部抜粋）

38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状があり、かつ、次の**アからウまでのいずれかに該当**する者

ア 10日以内にインフルエンザウイルス（H5N1）に感染している若しくはその疑いのある鳥類又はその死体と、適切な个人防护具の着用なく、直接接触又は2メートル以内に接近したことがある者（※）

※：農場従事者、食鳥処理場従事者、獣医師等が想定されるがこれに限らない。

イ アの鳥類の排泄物、生肉又はその加工製品（未殺菌のものに限る。）に直接接触又は摂取した者

ウ 10日以内の患者との接触者